

東京都目黒都税事務所からのお知らせ (令和5年7月)



- 都税がスマートフォン決済アプリで納付できます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する
固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税(家屋)を減免します・・・・ 3
- インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ・・・・・・・・ 4
- 期間入札による公売(不動産等)のお知らせ・・・・・・・・・・・・ 5
- 中小企業者向け省エネ促進税制～法人事業税・個人事業税の減免～・・・・ 6
- eLTAX電子納税が大変便利です・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 来所せずに手手続きできます・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 都税に関する各種証明等の申請には電子申請をご活用ください・・・・ 9
- 都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認」書類について・・・・ 10
- にせ都税メール・電話にご注意ください!・・・・・・・・・・・・ 11
- 自動車税種別割を軽減する「ZEV導入促進税制」を実施しています・・・・ 12

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- ！ いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- ！ 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- ！ 手数料はかかりません。



納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、
納付書のバーコードを読み取ることにより納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、
固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）
の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書
(バーコードがあるもの)に限ります。

利用できるアプリ



※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることでも納付できます。

詳細は主税局HPをご覧ください。

(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。
車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局HPの「AIチャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



—都税についてのお知らせ—

耐震化のための 建替え又は 改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

＜耐震化のための建替え＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

＜耐震化のための改修＞

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120m²の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税（家屋）を減免します

● 減免の要件

- 1 住宅に係る要件
- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく設計確認申請が行われていること
- 次の①、②のいずれかに該当すること
- ① 発電出力 50kW未満の太陽光発電システム（※1）を設置していること
- ② 水準2又は水準3の基準（※2）を満たしていること
- ※1 東京ゼロエミ住宅指針第4の基準に適合し、東京ゼロエミ住宅認証書に記載されているものに限ります。
- ※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する水準2又は水準3のことを指します。

2 取得者に係る要件

- 新築において、最初の不動産取得税の課税対象となっていること

● 減免される割合

- 減免の要件の①又は②の一方にのみ該当する場合
→住宅に係る不動産取得税の5割
- 減免の要件の①及び②の両方ともに該当する場合
→住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続き

- 減免を受けるためには、納税者ご本人からの申請が必要です。
該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所（都税支所）・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続きの詳細については

主税局HPをご覧ください▶

主税局 ゼロエミ

検索



● 東京ゼロエミ住宅

東京ゼロエミ住宅については、環境局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

検索



● 住宅を新築したときの軽減制度

この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したときに軽減を受けられる場合があります。
詳しくは主税局HPをご確認ください。

主税局 住宅新築

検索



インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
令和5年6月9日(金)13時～令和5年6月27日(火)23時		
入札期間	令和5年7月4日(火)13時～ 令和5年7月6日(木)23時	令和5年7月4日(火)13時～ 令和5年7月11日(火)13時
公売物件	<p>東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞からアクセスできます。 インターネット公売(動産、自動車、不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。</p>	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問合せ先	主税局徴収部機動整理課公売班 (03-5388-3027)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ＜公売情報＞ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

＜メールマガジンのご案内＞ https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メルマガ

検索

—都税についてのお知らせ—

期間入札による公売(不動産等)のお知らせ

東京都主税局では、都税の滞納により差し押された不動産等を期間入札の方法により売却（公売）します。
なお、入札書は、郵送により受け付けます。

公 告 日	令和5年6月16日(金)
入 札 期 間	令和5年7月14日(金)～令和5年7月21日(金)
公 売 物 件	東京都主税局ホームページ内の「公売情報」、または都庁第一本庁舎23階南側、各都税事務所及び参加している区市役所・町村役場に設置している「合同不動産等公売案内」をご覧ください。
開 札 期 日	令和5年7月25日(火)午前10時から
開 札 場 所	各公売担当部署において開札を行います。
実 施 機 関	主税局徴収部・都税事務所・参加している区市町村
お問い合わせ先	<主税局徴収部実施分> 主税局徴収部機動整理課公売班 03-5388-3027(直通) <都税事務所実施分> 主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 03-5388-3024(直通) <区市町村実施分> 主税局徴収部個人・都民税対策課 03-5388-3039(直通)

※公売物件は変更される場合があります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ<公売情報> <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

<メールマガジンのご案内>https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メルマガ

検索

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kWh以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*(指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課(法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課(個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
 - ・地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087

eLTAX 電子納税が大変便利です

～全国の地方公共団体へ一括して納税可能～

○クレジットカード納付が可能!!

法人事業税・法人都民税等の都税は、ペイジー納付やダイレクト納付の他に、クレジットカード納付が可能です。

 eLTAX電子納税での納付方法が増えました!!

○ダイレクト納付が可能!!

事前に登録した金融機関口座から指定した期日に税額を引き落とすことができる納税方法です。

 税理士の方など代理人による納税手続ができます!!

詳しくはホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)



eLTAXホームページ



エルレンジャー

—都税についてのお知らせ—

来所せずに手続ができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続が可能です！ぜひご利用ください！◆

申告

- ✓ 電子申告
 - ・eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

申請・届出

- ✓ 電子申請・届出
 - ・eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所宛）

納税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
(インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM)
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明等の取得

- ✓ 郵送
〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
 - ・スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

都税の納税証明・評価証明の申請には

電子申請をご活用ください！



電子申請が可能な証明等

- ・ 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- ・ 23区内の土地・家屋名寄帳
- ・ 滞納処分を受けたことのないことの証明
- ・ 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- ・ 酒類製造販売の免許申請のための証明
- ・ 23区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明

	東京共同電子申請・届出サービス	スマート申請
申請できる方	<ul style="list-style-type: none">・ 紳税義務者本人・ 法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの・ 上記の代理人	<p>【個人の方】 紳税義務者本人 【法人の方】 法人の代表者 ※代理人や相続人等からの申請は受け付けておりません。</p>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・ パソコン ※Windows以外のOSではご利用になれません。・ 各種電子証明書 ※ICカードタイプはICカードリーダーが必要です。 ※紳税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料の別送が必要です。	<ul style="list-style-type: none">・ スマートフォンと専用アプリ ※専用アプリでマイナンバーカードを読み取り、本人確認を行います。 ※パソコン又はタブレット端末から申請する方もアプリの取得が必要です。・ マイナンバーカード ※署名用電子証明書暗証番号(マイナンバーカード発行時に自治体の窓口で登録した暗証番号)が必要です。 ※法人の申請は、上記に加え、登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号」「発行年月日」が必要です。
手数料・郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none">・ ペイジー ※インターネットバンキング又は金融機関・郵便局のペイジー対応ATMから納付してください。	<ul style="list-style-type: none">・ クレジットカード ※対応ブランドはVISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClubです。

申請可能な証明等の種類や詳細な手続Q&Aについては、
東京都主税局ホームページをご確認ください。



共同申請



スマート申請



ー都税についてのお知らせー

都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認」書類について

主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」を厳格に行ってています。

(1) 窓口で申請をされる場合

本人確認書類

マイナンバーカードの提示・複写は表面のみです。
(※通知カードは使えませんので、ご注意ください。)

申請される方が本人と確認できる
官公署が発行した書類

顔写真付き A (運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)

顔写真なし B (国民健康保険等の被保険者証・国民年金手帳等)

A, B以外の特定の本人名義の書類

C (納税通知書・クレジットカード・キャッシュカード等)

いずれかを提示
してください。

Aから 1種類

Bから 2種類

Bと Cから
それぞれ 1種類
※Cから 2種類は
不可

※1 申請者(窓口に来られた方)の本人確認書類(原本)が必要です。

※2 A・Bの「本人確認書類」については、原則として写しをとらせていただきますので
ご了承ください。

(2) 郵送で申請をされる場合

- 証明等は、原則として、① 都税の納税通知書送付先または② 都税事務所等に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）のいずれかに、普通郵便で送付します。
申請書の記載内容（証明等の対象、申請者等）が課税台帳等に登録されている内容と一致している場合は、申請者の「本人確認書類」の提出は不要です。
- 上記①又は②以外への送付を希望される場合は、手続等について、物件が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

◆本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、口頭質問や電話確認等を行うことがあります。

【お問合せ先】

物件が所在する区にある都税事務所の下記担当班へ

- | | | |
|----------------------|---|--------|
| ● 固定資産税（23区内）に関する証明等 | … | 固定資産税班 |
| ● 納税証明 | … | 徴収管理班 |

—都税についてのお知らせ—

にせ都税メール・電話にご注意ください



都税事務所を装って、個人情報を不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】

- ・「あなたは納期限を経過した税金を完納していません。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返します」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

自動車税種別割を軽減する「ZEV導入促進税制」を実施しています

環境負荷の小さい次世代自動車の取得を税制面から支援するため、電気自動車等を取得した場合に自動車税種別割を軽減する「ZEV導入促進税制」を実施しています。令和8年3月31日までに取得したものについて、初回新規登録を受けた年度及び翌年度から5年度分の自動車税種別割全額を免除します。

◆対象となる自動車

- 電気自動車(EV)
 - プラグインハイブリッド自動車(PHV)
 - 燃料電池自動車(FCV)
- = ゼロエミッションビークル
(ZEV)

【お問合せ先】
東京都自動車税コールセンター
03-3525-4066（平日9時～17時）

